

## 下関市私道舗装等工事費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における私道の整備を促進し、もって生活環境の向上及び交通安全に資するため、私道を整備する者に対して行う補助金の交付に関して、必要な手続を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路及び他の法令により道路として一般交通の用に供されている道路をいう。
- (2) 私道 前号に掲げる道路以外の道路で、一般交通の用に供されているものをいう。
- (3) 補助申請者 私道の舗装新設工事、安全施設設置工事及びその他の維持補修工事（以下「舗装等工事」という。）を施行申請する者をいう。

### (補助金の交付対象)

第3条 市長は、幅員が0.9メートル以上（安全施設設置工事についてはこの限りではない。）で、5年以上一般交通の用に供している私道のうち、次の各号のいずれかに該当するものに関する舗装等工事について、補助申請者に対し補助金を交付する。この場合、舗装等工事は、当該私道の敷地に関して権利を有する者、私道に隣接した土地所有者及び工事をする箇所の隣接者（土地所有者又は建物所有者等）の同意を得たものでなければならない。

- (1) 両端が公道（既に舗装されているもの又は舗装することが予定されているものに限る。以下同じ。）に接続しているもの
- (2) 一端が公道に接続し、他の一端が公共施設に接続しているもの
- (3) 一端が公道に接続し、私道延長100メートル以内に3戸以上（集合住宅は、1戸とみなす）の使用している建物があり、その使用者が利用しているもの

2 この要綱の規定により10年以内に補助金の交付を受け、舗装等工事を施行した箇所については、補助金の交付対象外とする。

3 補助申請者が補助金の交付を受けることができるのは、同一年度において1回限りとする。

(補助金の交付対象工事)

第4条 補助金の対象となる各工事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 舗装新設工事においては、現況が未舗装の部分に対し新たに舗装する工事で、アスファルト、コンクリート舗装工、これに付随する路盤工、土工事をいい、既設のアスファルト、コンクリート舗装の撤去、産業廃棄物の処理等は含まないものとし、路盤は10cm以内、アスファルト舗装は4cmを標準とし、それ以外の場合は、CBR試験等を行い舗装厚を決定しなければならない。
- (2) 安全施設設置工事においては、道路反射鏡、ガードレール、ガードパイプ、転落防止柵、横断防止柵及び手摺の設置をいい、既設の安全施設の撤去は含まない。
- (3) その他の維持補修工事においては、既設道路の陥没や剥離など一般交通に支障をきたし緊急的な補修を要しているものをいい、舗装厚については第1号の規定を準用する。

2 前項の工事は年度内で完成させなければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、国及び県が定める標準設計により、市が算出する標準工事費(消費税及び地方消費税相当額を除くものとし、手摺については、1メートルあたり20,000円を上限とする。以下「標準工事費」という。)に、舗装新設工事については10分の8、安全施設設置工事については10分の9、その他の維持補修工事については10分の5を乗じて得た額とする。ただし、工事請負者が見積もった工事費(消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「申請工事費」という。)が標準工事費に満たないときは、申請工事費にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 単年度の1件当たりの補助金額は、100万円を上限とする。(前2項の規定により算出した額が上限額を超えた場合は、複数年での申請も可とする。)

(事前調査)

第6条 補助申請者は、事前調査願（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 字図の写し（土地所有者の氏名又は名称を記入すること。）

2 市長は、事前調査願を受理したときは、現地等を確認し、第3条第1項の規定についての適合の可否を補助申請者に事前調査願結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助申請者は、前条第2項による通知を受けた後に補助金の交付を受けようとするときは、私道舗装等工事費補助金交付（変更）申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 同意書（第4号様式）

(2) 誓約書（第5号様式）

(3) 位置図

(4) 登記事項要約書

(5) 字図の写し（土地所有者の氏名又は名称を記入すること。）

(6) 実測平面図及び見積書

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金等の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を私道舗装等工事費補助金

交付承認（変更）通知書（第6号様式）により、当該補助申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、第8条の審査により、補助金の交付が適当でないとき、補助金を交付しない旨を私道舗装等工事費補助金交付不承認通知書（第7号様式）により、当該補助申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 補助申請者は、前条の規定による通知を受けた後に舗装等工事を中止し、又は廃止しようとするときは、私道舗装等工事費補助金交付申請取下書（第8号様式）により当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

（工事の変更に係る承認の申請等）

第12条 補助申請者は、第10条第1項よる通知を受けた後に舗装等工事の内容を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りではない。

- 2 補助申請者は、舗装等工事が予定の期間内に完了しないとき、又は舗装等工事の施工が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該舗装等工事の施工の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 4 前項の場合においては、第10条の規定を準用する。

（完了届）

第13条 補助申請者は、舗装等工事が完了したときは、その完了の日から起算して14日を経過した日までに、私道舗装等工事完了届（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、舗装等工事の完了後、精算払により補助金を交付するため、当該年度内に現場とその内容の適合について検査（以下「完了検査」という。）を行うことから3月については20日を期限とし提出しなければならない。

- （1）完成図面
- （2）工事写真
- （3）施工管理資料

(4) 補助申請者と工事請負者の契約書等の写し

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により完了届の提出を受けた場合において、完了検査を実施し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助申請者に私道舗装等工事費補助金交付通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、前条の規定による完了検査の結果、当該工事の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該舗装等工事について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助申請者に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う舗装等工事について準用する。

(補助金の交付請求)

第16条 第14条の規定による通知を受けた補助申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助申請者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第18条 補助申請者は、舗装等工事の施工等に関する書類を整備し、当該舗装等工事の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第19条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) その他市長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第14条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(私道の維持管理)

第20条 この要綱により、補助金の交付を受けて舗装等工事を行った私道(以下「整備私道」という。)については、補助申請者及び日常的利用者が、当該道路の機能をそこ

なわないうよう適正に維持管理を行わなければならない。

(公共施設の埋設等)

第21条 整備私道の土地所有者は、当該道路において私権を行使しないものとし、上下水道、ガス管等地下埋設物を布設する必要がある場合、異議なく承諾するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 この要綱は、補助金の交付手続きに関する基本的事項規定するものであり、この要綱によりがたい場合は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、下関市私道舗装等工事費補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附則(平成30年3月22日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の下関市私道舗装等工事費補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の下関市私道舗装等工事費補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。